

令和8年1月30日

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

第443会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	油水分離槽清掃	奄美駐屯地	9.3.31	8.2.2	8.2.20 1000	8.2.20 1000	無	
	以下余白							

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒894-0001
住所 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266-49
契約機関名(担当) 陸上自衛隊奄美駐屯地 第443会計隊 契約班(香田)
電話番号(内線) 0997-54-1060(353)
FAX番号(内線) 0997-54-1066(344)
メールアドレス 443fin.wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

見積依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6S8N15000050	6SXS1CR0001 0001						
品名 または 件名							
油水分離槽清掃 ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
4.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
奄美駐屯地				奄美駐屯地業務隊補給科糧食班			
搬入場所				納期または工期			
重永2曹(494)				令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

提出日時場所：令和8年2月20日(金)10時00分 会計隊 事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：単価 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1) 実施要領について

オープンカウンター方式実施要領(陸上自衛隊奄美駐屯地(4.8.1))及び「入札及び契約心得」による。

(2) オープンカウンター方式件名リストの提示場所：陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/f/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)・陸上自衛隊奄美駐屯地

(3) 契約条項及び入札参加者心得を示す場所：陸上自衛隊 奄美駐屯地第443会計隊・西部方面隊ホームページ

(4) 契約書等作成

ア 契約書の作成の可否については落札者にその都度連絡する。作成する場合については、落札決定後「駐屯地用標準契約(請)書」の様式により作成する。

イ 摘要する契約条項

「役務請負契約条項」

「単価契約に関する特約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(5) その他

ア 決定方式は単価とするも、落札の判断は予定総価とする。

イ 参加する場合は、(参加資格)陸上自衛隊奄美駐屯地実施要領第5条を確認し、実施要領にしたがって申し込みを行うこと。この際、参加資格の確認のため関係書類の提出をお願いする場合があります。

ウ 申し込みがあった者については、市場価格の調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

エ 品名、規格等に誤りがあった場合は、その都度連絡いたします。

(6) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49

陸上自衛隊奄美駐屯地 第443会計隊 契約班

TEL 0997-54-1060 内線352 FAX 0997-54-1066

オープンカウンター方式に関する事項：第443会計隊 契約班 担当 香田 (内線 353)

調達要求番号：

仕 様 書		
物品番号		仕様書番号
油水分離槽清掃及びグリストラップ内汚泥物の産業廃棄物処理	作 成	令和8年1月28日
	作成部隊等名	奄美駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地（以下「官側」という。）における油水分離槽清掃及びグリストラップ内汚泥物の産業廃棄物処理について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

油水分離槽清掃及びグリストラップ内汚泥物の産業廃棄物処理に係わる契約を締結する者

b) 受託者

油水分離槽清掃及びグリストラップ内汚泥物の産業廃棄物処理の契約を請け負う者

2 役務に関する要求

2.1 実施場所

陸上自衛隊奄美駐屯地（以下「駐屯地等」という。） 隊員食堂

2.2 役務の概要

駐屯地等の食厨房用油水分離槽で発生したグリストラップ内汚泥物の吸引、清掃及び運搬

2.3 役務の実施期間・回数

別途、発注書により示す。

2.4 本役務の留意事項

- a) グリストラップ内汚泥物の吸引後、側壁の汚泥除去及び水洗いを行うものとする。
- b) 吸引した汚泥物は、産業廃棄物として処理を行うものとする。

2.5 形状及び容量

分離槽の形状及び容量は、別表「奄美駐屯地油水分離槽図面」による。

2.6 処理証明

- a) 汲み上げた油分及び汚泥を含む洗浄水は、場外にて適正に処分し、納期内にマニフェストを提出するものとする。
- b) 納期：令和8年4月1日から令和9年3月31日（各期1回/年間4回実施する。）

3 その他の指示

3.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地等の立ち入りに際しては、当該駐屯地等所定の立ち入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地等の中で作業を行う場合、駐屯地等内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとする。

- c) 受託者は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

3.2 安全管理

受託者は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるあるごとに作業員に対して注意喚起等をするものとし、安全管理を徹底するものとする。

3.3 仕様書等に関する疑義

受託者は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部についての疑義を生じた場合は、官側の糧食班長の指示を受けるものとする。